31　航空保安対策企画調整官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務のうち、航空に関する犯罪の防止のための対策に係るものに関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務（航空保安国際業務推進官、航空保安脅威評価官及び航空保安監査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

32　（略）

33　航空保安脅威評価官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空に関する犯罪に関する情報の収集及び分析並びにこれらに基づく評価に関すること。

二　（略）

34　（略）

35　交通管制安全監督官は、航空保安業務に係る安全に関する事務の運営に関する実況の監察及びこれに基づく改善事項の調査に関する事務並びに航空法第百三十七条第四項の規定に基づく事務を分掌する。

36　（略）

（無操縦者航空機企画室及び無人航空機企画調整官）

第百二十六条　無人航空機安全課に無操縦者航空機企画室及び無人航空機企画調整官一人を置く。

2　無操縦者航空機企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　無人航空機等の航行の安全の確保に関する企画及び立案並びに調整に関すること（交通管制部の所掌に属するものを除く。）。

二　航空法第八十七条第一項に規定する航空機（以下この項において「無操縦者航空機」という。）の安全の確保及び無操縦者航空機の航行に起因する障害の防止に関すること（航空機安全課の所掌に属するものを除く。）。

三　無操縦者航空機及びその装備品の修理及び改造（航空運送事業者又は航空機使用事業者の行う自家修理及びこれに準ずるものに限る。）に関すること。

四　無操縦者航空機に係る航空従事者教育等に関すること。

五　運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査（無操縦者航空機に係るものに限る。）に対する援助に関すること。

3　無操縦者航空機企画室に、室長を置く。

4　（略）

（航空情報・飛行検査高度化企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに航空情報センター及び飛行検査センター）

第百二十条　（略）

2～11　（略）

12　第十項に規定するもののほか、航空情報管理管制運航情報官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空情報管理管制運航情報官とする。

13～15　（略）

16　飛行検査センターに、所長、飛行検査官三十八人以内及び飛行検査安全運航管理官一人を置く。

17　飛行検査官は、命を受けて、航空局の所掌事務を遂行するために使用する航空機の運用及び整備の実施に関する事務（飛行検査安全運航管理官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

18・19　（略）

（新設）

31　（略）

32　航空保安脅威評価官は、命を受けて、航空に関する危機管理に関する事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一　航空に関する犯罪に資する情報の収集及び分析並びにこれらに基づく評価に関すること。

二　（略）

33　（略）

34　交通管制安全監督官は、航空保安業務に係る安全に関する事務の運営に関する実況の監察及びこれに基づく改善事項の調査に関する事務並びに航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十七条第四項の規定に基づく事務を分掌する。

35　（略）

（無人航空機企画調整官）

第百二十六条　無人航空機安全課に無人航空機企画調整官一人を置く。

（新設）

2　（略）

（航空情報・飛行検査高度化企画室、運用調整官及び航空情報企画調整官並びに航空情報センター及び飛行検査センター）

第百三十条　（略）

2～11　（略）

12　第九項に規定するもののほか、航空情報管理管制運航情報官のうちから国土交通大臣が指名する者を次席航空情報管理管制運航情報官とする。

13～15　（略）

16　飛行検査センターに、所長及び飛行検査官三十八人以内を置く。

17　飛行検査官は、命を受けて、航空局の所掌事務を遂行するために使用する航空機の運用及び整備の実施に関する事務を分掌する。

18・19　（略）